



チョウザメ © Vitaly Loyanich

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN NEWSLETTER

特集：「種の保存法」に欠けた「所持」の規制を —希少動植物は地球の公共財産であることが、 あたりまえになる社会をめざして—	2
最近の密輸事情 —世界に広がる野生生物の違法取引—	6
トラフィックイーストアジアジャパン通信 キャビアの輸入規制強化を経済産業省へ要望	11
違法取引	
- 国内 ホウシャガメを店頭に陳列して現行犯逮捕	12
マレーガビアルとホウシャガメの不正登録・取引事件の続報	12
オオサンショウウオの DNA 鑑定により「文化財保護法」違反	13
サイイグアナの密輸	13
- 海外 オーストラリア：爬虫類を密輸した日本人に厳しい判決	13
What's Hot Now.....	14
自然資源の管理についての予防原則ガイドライン	
おしらせ	16
トラフィックイーストアジアジャパン強力推薦、映画『ココシリ』が6月公開	16
TRAFFIC とは	16

IUCN
The World Conservation Union



TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN

2006年3月31日
Vol.21 No.3

「種の保存法」に欠けた「所持」の規制を

希少動植物は地球の公共財産であることが、あたりまえになる社会をめざして

地球の自然生態系の状態を表す指標として「生きている地球指数」がある。この指標をもとに1970年と2000年を比較したとき、30年間で陸上の生物種の個体数は平均でおよそ15%、海洋生物種の個体数はおよそ35%、淡水生物種はおよそ54%減少した（WWF、Living Planet Report 2004）。地球の生態系は待ったなしの危機的状態である。そのためトラフィックイーストアジアジャパンは以前から、国際的に希少な動植物を保護するため、我が国の国内規制を強化するよう求めている。そのひとつとして現在、アフリカゾウ保護のための国内象牙管理の改善策を検討しているが、そこでは希少動植物の「所持」について議論されている。以下に、種の保存における所持の規制の可能性について考察してみる。

1. アフリカゾウの保護

各国での象牙管理行動計画の実施が必要

「アフリカ全体の象牙製品の市場の需要を満たすには年間約12,000頭が必要である」—この報告はアフリカゾウの密猟が横行していた1980年代のものではない。2005年にトラフィックのアフリカ事務所が割り出した数値である。

過去に象牙のためにアフリカゾウが密猟されてきたことはよく知られている。そして、1989年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）で国際取引が禁止された。しかしその後も、アフリカでのゾウの密猟は依然続いている。その理由のひとつは生息国での国内規制がないためであり、その対策として生息国での象牙取引の管理が必要である。

第13回ワシントン条約締約国会議（2004年、バンコク）で、決定13.26付則2が採択された。これは、生息国に「アフリカゾウ象牙の取引管理のための行動計画 Action plan for the control of trade in African elephant ivory」の策定を求めたものである。具体的には、国内での無規制な象牙取引を禁止し、象牙を所持している人は所持の合法性を立証する責任があること、またその理由が移動、販売、譲渡、交換、輸出のためであることがわかるようにするよう、法制度を整えることを求めているものである。この決定にもとづいて、各国は2005年3月末までに事務局に行動計画を提出することになった。しかし、期限までに行動計画を報告したのは、カメルーン、コンゴ民主共和国、エチオピア、ケニア、ナミビア、セネガル、南アフリカのみであった。

2005年春、トラフィックがエチオピアでおこなった調査で、象牙取引の規模が大幅に縮小していることがわかった。調査対象となった82店のうちわずか5店だけが計78個の象牙製品を売っていた。これは注目に値する。なぜならエチオピアはアフリカのもっとも大きな無規制の象牙市場であったし、前年には3,500以上の象牙製品が売られていた。その後の改善とともに、現在、エチオピ



押収された象牙、ザンビア ©WWF-Canon / Meg GAWLER

アでは象牙の所持も規制されている。国際的にゾウを保護していくためには、生息国での国内管理体制を強化することは必要不可欠である。

そんななか、日本にもアフリカゾウの保護に間接的に貢献する方法がある。それは、私たちが利用する象牙の出所が適切なものであると確認できるしくみを整え、実施することである。

日本は象牙の国内取引を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）で管理している。全形を維持する象牙を譲渡するなどの際には、環境省に登録が必要となる。また、象牙を取り扱う業者はすべて事業の届出が義務づけられている（特定国際種事業者）。しかし、現行の「種の保存法」では、所持するだけでは規制の対象とならない。そのため、本人が海外から象牙などの対象動植物を密輸入して持ち帰り、自分で所有している場合は「種の保存法」違反にはならない。また全形を維持した象牙は特に、個人で保管しているものが多数あるとみられる。売買する予定がないものについては、誰がどこにどれくらい持っているかを把握することはできない。そのため国内にある象牙の実態はつかめない。また、密輸した象牙を、過去から所持していた象牙、と偽っても見分けることは難しい。「種の保存法」での所持規制についての改善を検討する段階にきている。

II. 「種の保存法」に所持の規制を

生物の多様性をまもる国際的動き

1970年代に世界では自然環境保護についてのさまざまな国際条約が誕生した。日本はワシントン条約に1973年に署名したが、1980年の批准にいたるまで7年の歳月を要した。1990年代には、リオ宣言が採択され、種の絶滅や生物の多様性について世界的な関心が高まった。これを受けて国内の法整備も前進し、1992年には「種の保存法」が制定された。この法律は、国内希少野生動植物を保護し、また、一部のワシントン条約対象種の国内取引を規制するしくみを整えた。

さらに、1993年には環境政策の柱となる「環境

基本法」が制定された。この法律には、地球環境保全が人類共通の課題であり、我が国が国際協調のもとに積極的に推進するべきものと明記されている（第5条）。象牙の取引にかぎらず、野生動植物の消費国である日本ができることのひとつは、生息地の希少動植物保護に貢献できる国内法制度を至急厳しくすることである。

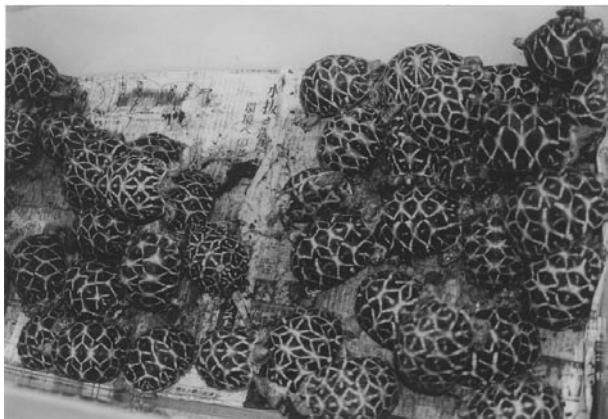
法執行の難しさ

「種の保存法」は、野生動植物を「生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないもの」と位置づけている（第1条）。そして、「種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」を目的としている（第1条）。「種の保存法」は、密輸品が国内市場に混入するのを防ぐことをめざすことを趣旨のひとつとしている。

この法律では保護の対象とする動植物を、国内希少野生動植物種と国際希少野生動植物種に指定している。これらの動植物は、販売のための陳列と、譲渡し等（譲る、売る、貸す、もらう、買う、借りる）は原則として禁止されている（第12条）。しかし、単に個人が所持しているだけでは規制の



税関で任意放棄された野生動物製品 ©TRAFFIC East Asia-Japan



密輸されたホシガメ

対象にはならない。そのため、市場から密輸品を排除するという法律の趣旨を十分果たすことができない。希少動植物を保護するためには、所持という形態についても規制対象とする必要があるのではないか。以下に改正が検討されてしかるべき問題点を示す。

1. 不正に輸入された野生生物の「所持」を処罰の対象とする。

現行の「種の保存法」では、密輸品を持っているだけでは規制の対象とならない。そのため、本人が海外から対象動植物を密輸入して持ち帰り、その時点でみつからないかぎり、自分で所有している場合は「種の保存法」違反にはならない。つまり、密輸入が発覚し、証明されないかぎり不正な標本を所有できる。

ワシントン条約の条文第8条1項では、条約に違反しておこなわれる標本の取引を防止するため、以下の措置をとることを求めている。「(a) 違反に係る標本の取引もしくは所持又はこれらの双方について処罰すること。(b) 違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に関する規定を設けること」と規定している。不正に入手したものを所持している場合を没収、処罰などの対象とする措置は、ワシントン条約でも求められているのである。つまり、条約の履行の観点からも必要な措置である。

2. 警察や税関が「所持」の違法性を証明しなければならない現状を改め、所持する人が合法性を証明できない場合は、没収を含む処置を可能にする。

国内で不正取引があり密輸品を特定する場合、

どの個体が密輸されたものかを判断できなければ、法執行ができない。不正取引を取り締まる捜査官にとって、例えば生きた動物は成長したり繁殖したり変化するため、どの個体が違法なものなのか立証することは、麻薬の識別よりもむずかしい一面があるという。

また、通関時にワシントン条約対象種がみつかったとしても、法的規制がないため、現行法では税関職員は没収できず任意放棄を求めている。これらの行為が、故意なのか知らなかったからおこなわれたのかがわからないため、その場で犯意が明らかにならないければ刑事責任を問われることはない。

野生生物の保護の観点からは、持っている人が合法性を証明できなければその場で没収することも必要ではないか。野生生物の保護の観点からは、所持する人が「合法性が確実に証明できないもの」は摘発できるように法改正することが有効な手段となる。

所持規制を実現するために

1. 国民の財産権との関係

1980年に日本が条約に加盟したとき、条約で求められているとおり所持を禁止する措置をとらなかった理由は、「憲法」第29条で定められた国民の財産権と補償の関係によると考えられる。

「憲法」

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

「憲法」は「基本的人権の尊重」を重要な理念の柱としており、安易に「公共の福祉」を理由として人権を制約することは許されない。問題は、野生動植物の保護を、公共の福祉に適合するとみなして、法律で定めることができるかどうかである。希少野生動植物の過剰利用は、生物の多様性を失う原因になる。生物の多様性が失われれば生態系は崩れ、飢餓や自然災害が増え、これが貧困や富分配の不均衡の原因となる。

希少動植物の過剰利用を防ぐための措置は、飢餓や災害など世界の人々の生命や健康を保つことにつながるものであり、個人の財産権を侵害したことはない。ましてや国際的にも取引が禁止されている動植物とわかっていて購入するときには制約がかかることは財産権を侵害しないのではないか。

2. 他の法令との比較

我が国の法律で所持の規制があるものは限られている。銃砲刀剣類（「銃砲刀剣類所持等取締法」、不正薬物（「麻薬及び向精神薬取締法」、「大麻取締法」、「あへん法」、「覚せい剤取締法」）については所持を禁止されている。また、対人地雷（「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」、化学兵器（「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」、さらに特殊開錠用具（「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」）も所持が禁止されている。これらは明らかに人々の健康で安全な生活を脅かすものである。

一方、自然保全や自然資源に関連する法規のなかにも、以下に掲げるように、所持を禁止しているものがある。

これらの法規との均衡の観点から、「種の保存法」にも所持の禁止措置が導入できるのではないか。

財産権と公共の福祉

最高裁の判決の中には、県条例で定めた災害を防止するための措置は財産権を損なうものであるが、受忍すべきである、というものがある（「奈良県ため池条例事件」判例 S38.06.26 大法廷・判決ため池の保全に関する条例違反（刑集第 17 巻 5 号 521 頁））。

「本条例は、災害を防止し公共の福祉を保持するためのものであり・・・ため池の堤とうを使用する財産上の権利の行使を著しく制限するものではあるが、結局それは、災害を防止し公共の福祉を保持する上に社会生活上巳むを得ないものであり、そのような制約は、ため池の堤とうを使用し得る財産権を有する者が当然受忍しなければならない責務というべきものであつて、憲法 29 条 3 項の損失補償はこれを必要としないと解するのが相当である。」

(<http://www.gyosei-i.jp/page016.html>)

・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（2004 年）

特定外来生物を指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」）、輸入その他の取扱いを規制している（第 1 条）。原則、特定外来生物は飼養等をしてはならない（第 4 条）。これによって、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護、農林水産業の健全な発展を目的としている。この場合、生きた動物の飼養とは所持にあたる。つまり特定外来生物は許可がなければ所持を禁止されている。

・「水産資源保護法」（1951 年）

「水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与すること」がこの法律の目的である（第 1 条）。そのなかで、農林水産大臣または都道府県知事が、水産資源の保護培養の必要があると認めるときは、水産動植物の採捕、販売、所持に関する制限又は禁止について、農林水産省令又は規則を定めることができる（第 4 条）。

・「漁業法」（1949 年）

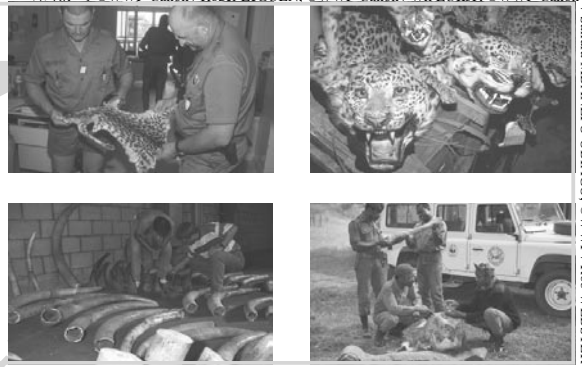
漁業生産の基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図ることがこの法律の目的である（第 1 条）。農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理、製品の販売又は所持に関する制限又は禁止などについて、必要な農林水産省令又は規則を定めることができる（第 65 条）。

沖縄県の沖縄海区漁業調整委員会では、沖縄海区におけるウミガメの採捕について、「漁業法」第 67 条第 1 項の規定にもとづき、「何人も承認を受けないで採捕されたウミガメ（標本及びはく製を含む）の所持及び販売をしてはならない」と定めている（沖縄海区漁業調整委員会指示、15 第 1 号平成 15 年 7 月 4 日）。

トラフィックイーストアジアジャパン代表
清野 比咲子

最近の密輸事情

世界に広がる野生生物の違法取引



世界的な問題である密輸には、覚せい剤、麻薬、けん銃、さらには商標権を侵害する物品（コピー商品）や偽造クレジットカードなどがある。覚せい剤やけん銃は、人々の生活を直接脅かす。

一方、ワシントン条約の対象である動植物の不正な持ち込みもまた密輸である。野生動植物の密輸は過剰な利用につながり、ひいては生態系に悪影響をおよぼす。これは、人々の生活を間接的かつ長期的に脅かす。野生動植物の密輸は世界規模でおこなわれており、対象動植物やその形状もまたさまざまである。以下に野生動植物の密輸の一端をまとめた。

1. 現状

ワシントン条約対象の動植物の密輸

密輸は、国内の法令（「関税定率法」、輸出貿易管理令など）で輸出入が禁止または規制されている物品を隠して輸出入することである。ワシントン条約の対象となる 30,000 種以上の動植物は、「外国為替及び外国貿易法」で輸出入が規制されている。附属書 I に掲載されているものは原則輸出入禁止、附属書 II に掲載されているものは輸出国の

許可書がなければ取引できない。

トラフィックイーストアジアジャパンは、ワシントン条約対象種や国内法で捕獲や取引が規制されている動植物がどのように密輸されているか調べた。密輸の情報は、トラフィックネットワークの各事務所が収集したもののなかから、2004～2005年に発生した事件を取り上げた（TRAFFIC Bulletin Vol.20 No.1, Vol. 20 No.2, Vol.20 No.3, THE TRAFFIC REPORT Vol.3 No.2, TRAFFIC East Asia-Japan Newsletter Vol.20 No.2, Vol.21 No.2）。これらの密輸ルートを地図上に記載した（p.8 の地図参照）。なお、これらの情報は全体のなかの一部にすぎず、密輸の全貌を示すものではない。また、密輸の摘発する能力は各国で差があり、事例がないからといって、その国に事件が少ないとはいえない。

大規模な移動距離

野生動植物の密輸は、陸続きの国境を越えるだけでなく、飛行機など発達した交通機関を利用して大規模におこなわれている。例えば、2005年4月に英国でみつかったアフリカゾウ *Loxodonta*

表 1 ワシントン条約対象動植物の純輸入量、1996-2002

	EU 加盟国	加盟決定国	日本	米国	その他の国々	TOTAL
生きた哺乳類	53,497	3,764	39,260	94,763	35,835	227,119
生きた鳥類	5,941,141	162,849	288,841	62,853	668,135	7,123,819
生きた爬虫類	1,487,537	98,956	531,143	6,086,743	1,001,524	9,205,903
生きた両生類	40,365	902	25,857	1,321,982	17,394	1,406,500
生きた無脊椎動物	2,181,872	49,864	405,524	6,965,376	423,529	10,026,165
爬虫類の皮	9,809,414	33,576	3,222,726	3,380,851	11,250,041	27,696,608
生きたサボテン	9,212,928	163,241	648,332	27,579,528	29,061,939	66,665,968
生きたラン	20,800,899	43,142	13,303,928	65,734,637	97,920,653	197,803,259
チョウザメキャビア	572 t	7 t	119 t	356 t	192 t	1,246 t

1996-2002年に合法に輸入した条約対象種の純輸入量（= 総輸入量 - 総輸出量）は以下のとおりである。日本にはこれだけの動植物を受け入れる市場がある。なかでも生きた哺乳類（17%）爬虫類の皮（12%）の輸入量は世界に占める割合が大きい。

これらのデータは、期間中の EU 加盟 15 ヵ国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国）と加盟決定 10 ヵ国（キプロス、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア）、日本、米国とすべてのほかの国々（「その他の国々」）による標本の純輸入量を示している。純輸入量の数値は、申告された総輸入量から申告された総輸出量を差し引いて計算される。
* チョウザメのキャビアは 1998 年 4 月にワシントン条約の附属書 II に掲載された。そのため表中の取引データは、1998 年 4 月から 2002 年 12 月の間に報告された取引を含んでいる。

出典：UNEP-WCMC, 2004 によって提供された CITES trade data

africana の生牙 9kg は、ナイジェリアから中国へ輸出される途中であった (p.8 の図中の番号 ⑫)。また、2005 年 5 月、香港でみつかったアフリカゾウの象牙 503 kg とタイマイ *Eretmochelys imbricata* の甲ら 556 kg は、タンザニアからシンガポールを経て香港に届いたものであった (⑬)。

日本人の関与

日本の税関が摘発した不正輸入は、2004 年にハミルトンクサガメが名古屋で (⑳)、ホウシャガメが千葉で (㉑)、バーランドディアゴファーガメが成田で (㉒) みつかった。また、2005 年 1 月には台湾からの象牙の密輸が沖縄でみつかった (㉓)。また海外の国内法違反で日本人が逮捕された事例としては、2004 年にオーストラリアで 2 件 (㉔、㉕) あり、いずれもヘビやカメなどの爬虫類を持ち出そうとしたものであった。また、南アフリカでも、2004 年 1 月に 14 頭のソリガメ *Chersina angulata* などを違法に採取したとして日本人 3 人が逮捕されたり、別の日本人 2 人がソリガメなど条約対象種の爬虫類を持ち出そうとした事件に対し、同年 4 月に判決がでるなどした。

依然続く虎骨の密輸

トラ *Panthera tigris* は世界でもっとも絶滅のおそれが高い動物のひとつである。8 亜種のうちすでに 3 亜種が絶滅したといわれる。生息地の破壊とともにトラの骨などが伝統薬に利用されている。ワシントン条約で、すべての締約国がトラの保護に貢献するよう決議が採択されているにもかかわらず、トラの骨の密輸事例が目立つ。

2005 年 7 月に台湾でみつかったトラの骨 140kg はインドネシアから輸出されたものであった (㉖)。また、中国とネパールの国境地域で、2005 年 9 月にトラの皮 5 枚とヒョウがまざった骨 113 kg がみつかった。8 月にはトラの皮 1 枚、4 月にはトラの皮 2 枚がみついている。このほかにもインドでの国内違反事例として、トラ 5 頭の捕殺や、トラの皮や骨 10.5 kg の所持で、相次いで摘発されている。

II . 対策

関連する国際機関

第 13 回ワシントン条約締約国会議 (2004) で、「遵守と施行」(決議 11.3、第 13 回会議で改正) の決議が採択され、締約国に対して以下のことを求め



オーストラリア税関で押収された違法な野生動物製品 ©WWF-Canon / Adam OSWELL

ている。

- ・条約事務局が国際刑事警察機構 (ICPO-インターポール) および世界税関機構 (WCO) とともに講じた措置を意識して、条約対象種の違法取引を削減するため一層の措置が必要であることに同意すること。
- ・全締約国は、各国の野生動物取引の規制、特に隣国や生産国からの輸送に対する規制を早急に強化し、輸出国の管理当局から発給された書類を厳重に確認すること。

また、税関には、国際的な密輸情報交換を推進するために、RILO (Regional Intelligence Liaison Office- ライロ地域情報連絡事務所) を世界 11 ヶ所に設置している。ここで各地域の密輸関連情報を交換、分析する。アジア・大洋州 RILO の事務所は、2003 年まで東京、現在は北京に設けられている。

地域での協力

各国は輸出入の管理体制を充実させる必要がある。さらに世界に広がる野生動物の密輸に対しては、地域内での協力関係が必要である。EU は 25 ヶ国の野生動物取引の法執行体制を強めるため、EU 規制の強化、アクションプランの作成、情報交換のしくみづくり (EU-TWIX)、法執行者のためのセミナーの開催などに取り組んでいる。

(<http://www.defra.gov.uk/paw/news/pdf/workshop-oct05.pdf>)

また、東南アジア諸国連合 (ASEAN) でも、第 13 回締約国会議以降、「ASEAN 野生動物の取引に関するアクションプラン 2005-2010」にもとづいて違法取引の監視を強化する動きが進んでいる。

(<http://www.traffic.org/25/network9/ASEAN/index.html>)

日本は、ASEAN+3 のひとつとして、税関職員の研修を主催したり、識別検査を支援したりするなど密輸対策に積極的に協力するべきである。

密輸の事例（地図）

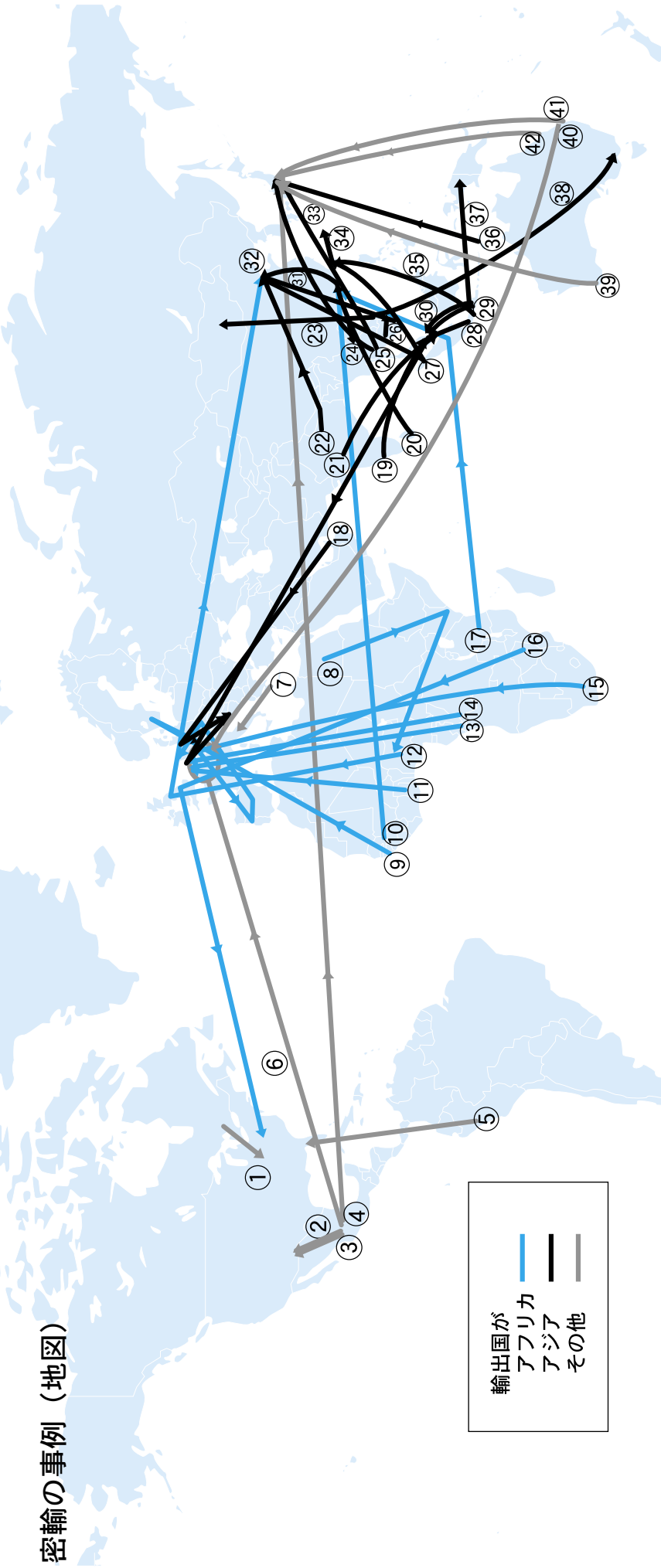


表2 密輸の事例（詳細）

（ワシントン条約の附属書については、トラフィックイーストアジアジャパン調べによる）

番号	発見年月日・国・場所	輸入国 (仕向け国)	中継地・国	輸出地・国	和名・種名（附属書）	形態・数量
1	2004/3/26 (*判決日) トロント (カナダ)	米国		カナダ	アメリカガマ <i>Ursus americanus</i> (II)	クマノイ (熊の胆)
2	2004/12/20 Orey Mesa (米国)	米国		メキシコ	フジイロボウシインコ <i>Amazona finschi</i> (I) メキシコアカボウシインコ <i>Amazona viridigenalis</i> (I)	68羽 22羽
3	2004/10/30 Orey Mesa (米国)	米国		メキシコ	フジイロボウシインコ <i>Amazona finschi</i> (I) メキシコアカボウシインコ <i>Amazona viridigenalis</i> (I) など	45羽
4	2004/8/11 成田空港 (日本)	日本		メキシコ	パラーデファイアゴーフアーマ (II)	12頭
5	2004/10/6 (*判決日) フロリダ (米国)	米国		ベルー	フラグミベデイウム属 <i>Phragmipedium</i> (II) などのラン科植物	
6	2004/11/15 メキシコシティ国際空港 (メキシコ)	ドイツ、オーストリア、オランダ、ベルギー、チェコなど		メキシコ	サポテン (花籠 <i>Aztekium retzii</i> , 帝冠 <i>Obregonia denegrii</i> , 牡丹属 <i>Artoarpus</i> spp.) (すべて附属書I)	240個
7	2005/5 アンコーナ港 (イタリア)	イタリア		ギリシャ	エジプトハゲワシ <i>Neophoron percnopterus</i> (II) ナベコウ <i>Ciconia nigra</i> (II)	卵13個

* 例外的に日付が事件発見日ではなく、判決日となっている。

8	2005/1/31	ケニヤッタ空港 (ケニヤ)	ナイジェリア	ケニア	エジプト	チンパンジー <i>Pan troglodytes</i> (I) オナガザル	6頭 4頭
9	2005/6/18 (ドイツ)	ザスニッツ - Mukran の港	ドイツ	スウェーデン	ギニアビサウ	爬虫類 バッグや財布等の爬虫類の皮製品 67個	
10	2005/8/4	Kwai Chung 空港 (香港)	香港		ギニア	オウム (ボウシインコなど) (I/II)	57羽
11	2005/2/14	ブリュッセル (ベルギー)	ベルギー		ガーナ	ゾウ (I)	ゾウ油入り軟膏1つ
12	2005/4	ヒースロー空港 (英国)	中国	英国	ナイジェリア	アフリカゾウ <i>Loxodonta africana</i> (I)	象牙約9kg
13	2005/4/27	ザベンテム空港 (ベルギー)	ドイツ	ベルギー	コンゴ	グラシリスカメレオン <i>Chamaeleo gracilis</i> (II) モリヨクビハコガメ <i>Pelusios gabonensis</i>	50頭 50頭以上
14	2005/8	ザベンテム空港 (ベルギー)	ベルギー		コンゴ民主共和国	アフロロモシア (アフリカンチーク) <i>Pericopsis elata</i> (II)	階段、ドア1t以上
15	2005/2/17	スキポール空港 (オランダ)	ポルトガル、スペイン、チェコ	ドイツ	アフリカ南部	アフリカゾウ <i>Loxodonta africana</i> (I)	8頭(足22、牙8、耳8、尻尾3、頭蓋骨1、皮1)角、皮
16	2004/1	英国	米国	英国	ジンバブエ	リーチュエ <i>Kobus leche</i> (II)	剥製1個 2個
17	2005/5/23	Kwai Chung 空港 (香港)	香港	シンガポール	タンザニア	ライオン <i>Panthera leo</i> (I/II) マントヒヒ <i>Papio hamadryas</i> (II)	象牙503kg 中ら556kg
18	2005/8/0	フランクフルト空港 (ドイツ)	クロアチア	ドイツ	アラブ首長国連邦	ゾウ (I) タイマイ <i>Eretmochelys imbricata</i> (I)	375頭
19	2005/9/20	チェンナイ空港 (インド)	マレーシア		インド	インドホシガメ <i>Geochelone elegans</i> (II)	350頭
20	2005/7/4	Kwai Chung 空港 (香港)	香港		スリランカ	インドホシガメ <i>Geochelone elegans</i> (II)	50kg以上
21	2004	シンガポール	シンガポール		インド	タツノオトシゴ属 <i>Hippocampus</i> (II)	56t
22	2005/4/6	デリー (インド)	中国	ネパール	インド	コウキシタン (レッドサンダー) <i>Pterocarpus santalinus</i> (II)	皮45枚 皮14枚
23	2005/4/5	ベトナム	中国		ベトナム	ヒョウ <i>Panthera pardus</i> (I) カワウソ	3t 2t
24	2004/9/22	ベトナム	ベトナム		ラオス	カメ オオトカゲ <i>Varanus sp.</i> (II)、センザンコウ <i>Manis sp.</i> (II)、ヘビ	38kg 21kg 上記を含む全277kg
25	2005/1/20	千葉	日本	タイ		ホウシヤガメ <i>Geochelone radiata</i> (I)	9頭
26	2005/7	カンボジア	ベトナム		カンボジア	センザンコウ属 <i>Manis</i> (II) ビルマニシキヘビ <i>Python molurus</i> (I/II) エロンガータリクガメ <i>Indotestudo elongata</i> (II) オオヤマガメ <i>Heosemys grandis</i> (II) ガウル <i>Bos gaurus</i> (I) サンバ <i>Cervus unicolor</i> (I) スマトラカモシカ <i>Naemorhedus sumatrensis</i> (I) スローロリス <i>Nycticebus coucang</i> (II) ボア (I/II) ホエジカ属 <i>Muntiacus</i> カメ パンテン	2頭 1頭と皮1枚 54頭 9頭 頭と角3個 角7対 5kg 乾燥品5個 肉14kg 肉1kg 甲18kg 甲ら、腹甲18kg 角3対

番号	期日・発見国・場所	輸入国 (仕向け国)	中継地・国	輸出地・国	和名・種名 (附属書)	形態・数量
27	2005/6/15 ブキョットラジャ (マレーシア)	中国、台湾		マレーシア	オオトカゲ <i>Varanus sp.</i> (II) <i>Python sp.</i> (II)	肉 175 箱
28	2004/11/2 ザグレブ空港 (クロアチア)	クロアチア	マレーシア、オランダ	インドネシア	ミドリホソオオトカゲ <i>Varanus prasinus</i> (II)	50 頭
29	2004/9 シンガポール	シンガポール		インドネシア	アオウミガメ <i>Chelonia mydas</i> (I) タイマイ <i>Eretmochelys imbricata</i> (I)	卵 6,555 個
30	2004/10 シンガポール			インドネシア	アミメニシキヘビ <i>Python reticulata</i> (II) ミズオオトカゲ <i>Varanus salvator</i> (II)	皮 40,000 枚
31	2004/12/2-3 ベトナム	中国			センザンコウ <i>Manis sp.</i> (II) ヒラセガメ <i>Pyxidea mouhoti</i> (II) アンボイナハコガメ <i>Cuora amboinensis</i> (II) <i>Bungarus fasciatus</i> <i>Elaphe radiata</i> キングコブラ <i>Ophiophagus hannah</i> (II) ミズオオトカゲ <i>Varanus salvator</i> (II) オオアタマガメ <i>Platysternon megacephalum</i> (II) パームシベット <i>Paradoxurus hermaphroditus</i> (III)	217 kg 20 kg 12 kg 28 kg 94 kg 3 kg 20 kg 4 kg 7 kg
32	2005/9 ホイ・ハ・ロン海岸 (香港)	中国	香港		センザンコウ <i>Pangolinis Manis</i> (II)	2,000 頭
33	2004/7/29 名古屋空港 (日本)	日本		タイ	ハミルトンクサガメ (I)	2 頭
34	2005/1/14 那覇空港 (日本)	日本		台湾	ゾウ (I)	象牙の印材 1,738
35	2005/7/4 高雄 (台湾)	台湾		インドネシア	トラ <i>Panthera tigris</i> (I)	140 kg 以上骨 (24 個の頭蓋骨を含む) 鱗 400 kg 象牙の彫刻 5 個 (1kg)
36	2004/2/29 インドネシア	日本			スッポンモドキ <i>Carettochelys insculpta</i> (II)	309 頭
37	2005/3/14 パプアメラウク (インドネシア)	インドネシア	スラバヤ (インドネシア)		スッポンモドキ <i>Carettochelys insculpta</i> (II) オトメズグロイニコ <i>Lorius lory</i> (II)	7,275 頭 1 羽
38	2005/5/10 メルボルン (オーストラリア)	オーストラリア		ベトナム	アジアアロワナ <i>Scleropages formosus</i> (I)	16 頭
39	2004/3/23 パース (オーストラリア)	日本			コウホソナガクビガメ <i>Chelodina oblonga</i> (-) マツカサトカゲ <i>Tiliqua rugosa</i> (-)	24 頭 1 頭
40	2004/11/12 シドニー (オーストラリア)	スイス		オーストラリア	クルマサカオウム <i>Cacatua leadbeateri</i> (II) アカサカオウム <i>Callocephalon fimbriatum</i> (II)	卵 23 個
41	2004/10/17 シドニー空港 (オーストラリア)	日本		オーストラリア	マツカサトカゲ <i>Tiliqua rugosa</i> (-)	50 頭
42	2005/8/22 ブリスベン (オーストラリア)	日本		オーストラリア	グリーンツリーパイソン、アルビノパイソン、イグアナ、フリルドネックドラゴン、スライダータートル、ツリーモニター	33 頭

(出典：TRAFFIC Bulletin Vol.21 No.1, Vol. 20 No.2, Vol.20 No.3, THE TRAFFIC REPORT Vol.3 No.2, TRAFFIC East Asia-Japan Newsletter Vol.20 No.2, Vol.21)



キャビアの輸入規制強化を経済産業省へ要望

選ぶこと、それは消費者最強の武器である。

トラフィックイーストアジアジャパンは、ワシントン条約事務局が2006年のキャビアの輸出割当を設定しないと発表したことを受け、2006年2月10日に、キャビアの輸入規制の体制を整えることや、国際的に推奨されているラベル付け・確認をおこなうことを要請する旨の要望書を経済産業省に提出した。以下が要望書の内容である。

キャビアは、トリュフ、フォアグラと並び世界の三大珍味のひとつとされている。キャビアは、チョウザメ目 Acipensiformes（チョウザメ類とヘラチョウザメ類）の卵の塩漬けの名称として広く知られている。チョウザメ目は27種に分類され、アジア、ヨーロッパ、北米の沿岸や内水面に生息する。しかし、カスピ海など生息域の衰退や違法漁獲、違法取引のために資源の減少が懸念され、回復の兆しはみられない。

■背景■

漁獲と国際取引の規制

1998年からチョウザメ目全種はワシントン条約の附属書IまたはIIに掲載されている。また、2002年の締約国会議で、「チョウザメ目の保護と取引」についての決議12.7（第13回会議にて改正）を採択し、チョウザメの漁獲割当と輸出割当の設定、ラベリングの実施などを関係国に求めている。ラベリングは、キャビアの原産国も輸出国も、内容量や国内外取引を問わず、再利用不可ラベルを使って貼付しなければならないとしている。

さらに、昨年秋以降、事務局は生息国および輸出国に対し、漁獲が資源に悪影響を及ぼさないことを示し、さらに管理計画を提出するよう求めている。しかし、2005年12月末時点で事務局に報告されてなかった。このため、2006年1月、ワシントン条約事務局は、輸出国がチョウザメの持続可能な漁獲についての情報を提出しないかぎり2006年の輸出割当を認めないと発表した。今回の事務局の決断は、輸出国の許可書によるこれまでの国際取引管理ではなく、決議12.7（改正）にもとづいて、生息国や輸出国が適切な情報を提供しない限り輸出割当を認めないという一層厳しい方法による取引規制をおこなっているものである。

世界と日本のキャビア取引

キャビアは高額で売買され、欧米の小売市場では100gが600ユーロ（約10万3,200円）で販売されている例がある。ワシントン条約事務局によると、キャビアの合

法取引額は、世界で年間約1億米ドル（約117億円）である。

1998～2003年のキャビアの輸入国と輸出国を調べたところ、主な輸入国は、EU、米国、スイスで、世界のキャビア取引量の約85%を輸入している。また、日本は米国、ドイツ、フランスに次ぐ輸入国であり、2002年に16t、2003年に15tの輸入があった。一方、輸出国は、イラン、ロシアの順であった。

■要望■

ワシントン条約の決議で求められている輸入国の規制を強化することは、条約を適正に執行するうえで重要である。すでに米国、EUが対応しているなか、日本だけ何ら措置をとらないのは、締約国であり輸入国である国としての責任を果たしていない。日本は、すべての輸入が合法的な出所であることを確保し、国内の加工・再包装工場の登録システムを設置し、再包装して国内販売されるものにラベルをつける規則を施行することも含めた決議12.7（改正）を満たすよう、強く要請する。

キャビアにラベルをつける制度を効果的に実施することは、消費者が適正なキャビアを見分けることができるようになる。我が国がラベルの導入をすすめれば、チョウザメの違法取引に手を貸さないことを証明することにもなる。

については、以下の点について、条約の決議にもとづき輸入国としての規制をおこなうよう求める。

- ・ 輸入に際して、水際における一層厳格な管理をおこなうための体制を整えること。
- ・ 経済産業省は、キャビアの輸入にあたって、ワシントン条約の輸出許可書を確認するとともに、製品に所定のラベルをつけたものでなければ輸入を認めないよう、国内の輸入規制を整えること。
- ・ 輸入加工業者は、ラベルがついたもの以外は購入しない旨を仕入先に申し入れること。

違法取引

Illegal trade
Japan

■ホウシャガメを店頭に陳列して現行犯逮捕

福岡県警生活経済課は2006年1月23日に、ホウシャガメ（マダガスカルホシガメ）*Geochelone radiata* を販売目的で陳列したとして「種の保存法」違反（陳列の禁止）の容疑で、福岡市博多区の爬虫類専門店「亀LEON」の経営者（51）を逮捕した。ホウシャガメは、ワシントン条約で国際取引が禁止されている附属書Iに掲載されている。

この経営者は、店内でホウシャガメ3頭を1頭70万円で販売目的で陳列していた。情報提供を受けた同課の捜査員が同店を訪れ、そこで経営者を現行犯逮捕した。

（共同通信 2006年1月23日、
日本経済新聞 1月24日、毎日新聞 1月24日）

またその後の調べで、この経営者が過去に約30万円でホウシャガメを販売していた疑いがあるこ

とがわかり、2006年2月13日に「種の保存法」違反（譲渡の禁止）の容疑で、再逮捕された。その後も入手ルートなどの追及が続けられている。

（日本経済新聞 2006年2月14日）

また、この事件に関連し、飼育していたホウシャガメを殺した動物愛護法違反の容疑で、福岡県警が西日本新聞伊万里支局長の男性（39）を福岡地検に書類送検していたことが、2006年3月18日にわかった。この男性は2002年12月に前述の爬虫類専門店経営者からホウシャガメを購入し、飼育していた。経営者への捜査の際に事情を聞かれていたこの男性は、違法性を認識していたため、発覚をおそれ、ホウシャガメを殺したという。

（読売新聞 2006年3月18日、朝日新聞 3月18日、
毎日新聞 2006年3月18日）

■マレーガビアルとホウシャガメの不正登録・取引事件の続報

2005年8月と10月のホウシャガメ（マダガスカルホシガメ）*Geochelone radiata* とマレーガビアル（ガビアルモドキ）*Tomistoma schlegelii* の不正登録事件に関連し、その後の捜査の結果、周辺関係者が相次いで逮捕されている（トラフィックイーストアジアジャパン・ニュースレター Vol.21 No.2 参照）。2006年2月に、この不正登録に関わった大手爬虫類卸販売会社「レップジャパン」の従業員に対しては懲役6ヵ月、執行猶予3年の判決が下されたが、事件に関連する捜査はいまだ継続中である。

2006年1月11日に警視庁生活環境課と世田谷署、中野署は、正規登録个体だと偽ってマレーガビアルとホウシャガメを売ったとする詐欺の容疑で、すでに逮捕されている静岡県の手爬虫類卸販売会社「レップジャパン」社長S（36）を再逮捕した。

まずSは不正登録したマレーガビアルを、適正に登録を受けたものだととして、2004年1月に広島

県三原市のペットショップに103万円で売った。また2004年8月に静岡県静岡市内の展示場で、同様に愛知県名古屋市のペット販売会社店長にホウシャガメ1頭を105万500円で売った。また2004年12月には、徳島県小松島市のペットショップ店経営者に、同様に不正登録したホウシャガメ1頭を120万円で売った。

また1月11日同日に、警視庁生活環境課と世田谷署、中野署は、前述のマレーガビアルを密輸してきたとして、すでに逮捕されている岐阜県の爬虫類ブローカーY（40）と愛知県のブローカーA（39）を「外国為替及び外国貿易法」（外為法）違反の容疑で逮捕した。

ブローカーYとAは共謀の上、Aが旅行かばんの中にマレーガビアル4頭を隠し、シンガポール国際空港で航空貨物として預けた。2003年9月10日に成田国際空港に到着した際、税関職員にこれらを申告しないまま検査場を通過していた。

（朝日新聞 2006年1月12日、
読売新聞 2006年1月12日ほか）

■オオサンショウウオの DNA 鑑定により「文化財保護法」違反

神奈川県警高津署は2006年3月6日に、特別天然記念物であるオオサンショウウオ *Andrias japonicus* を飼育していたとして「文化財保護法」違反の疑いで川崎市の会社役員(41)を横浜地検に書類送検した。

このオオサンショウウオは2005年10月に神奈川県高津区の住宅街の路上で発見され、同日夜に自分のものだと申し出た男性がいったん持ち帰った。この男性は「中国産のタイリクオオサンショウウオだと思っていた」と話していたが、その後11月に同署がDNA鑑定を依頼したところ、日本産のオオサンショウウオであることが判明した。文化庁長官の許可を得ずに、2001年12月から2005年10月までオオサンショウウオを勤務先にて飼育していた疑いがもたれている。

(朝日新聞 2005年11月17日、読売新聞 2006年3月6日)

オオサンショウウオは、日本固有の世界最大級

の両生類であり、1951年から国の特別天然記念物に指定されている。特別天然記念物は、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない」(「文化財保護法」第125条)。このように許可なしでの捕獲は禁止されている。また、種自体が日本全国で保護されていると同時に、生息地指定として、岐阜県、岡山県、大分県などの一部の生息地もそれぞれ天然記念物に指定されている(文化庁「国指定文化財等データベース」<http://www.bunka.go.jp/bsys/>)。また、タイリクオオサンショウウオ(チュウゴクサンショウウオ) *Andrias davidianus* を含むオオサンショウウオ属全種 *Andrias* spp. は1975年よりワシントン条約の附属書Iに掲載され、これらの国際取引は禁止されている。また「種の保存法」でも国際希少野生動物種に指定されており、国内での譲渡等は禁止されている。

■ サイイグアナの密輸

2006年3月13日に、警視庁生活環境課と世田谷署、中野署は、サイイグアナ *Cyclura cornuta* を密輸したとして「外為法」違反などの容疑で岐阜県の爬虫類ブローカーY(40)と愛知県のブローカーA(39)を検挙し、東京地検に送致した。サイイグアナはワシントン条約で附属書Iに掲載されていて、国際取引は原則禁止されている。

2人は共謀しサイイグアナの密輸を企て、2003

年7月1日

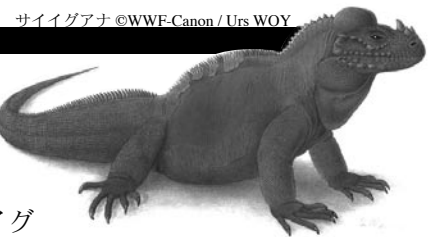
に、Aが旅行

かばんにサイイグ

アナ4頭を隠し、米

国のデトロイト国際空港で航空便に手荷物として預けて搭乗した。7月2日に成田空港に到着した際、税関での検査時にこれら4頭について申告をおこなわず、そのまま通過したとされる。

(朝日新聞 2006年1月12日、
読売新聞 2006年1月12日ほか)



サイイグアナ ©WWF-Canon / Urs WOY

違法取引

Illegal trade
WORLD

オーストラリア：爬虫類を密輸した日本人に厳しい判決

昨年、オーストラリアのブリスベン国際空港で、バッグに爬虫類を隠していた日本人が逮捕された事件で、2006年1月25日にブリスベン地方裁判所はこの日本人に対し3年半の刑を言い渡した。

(2006年1月25日、オーストラリア税関の報道発表、
<http://www.customs.gov.au/site/page.cfm?c=6685>、
2月20日閲覧)

この事件は、2005年8月22日にタイ経由でシンガポールから同空港に到着した日本人のバッグの中から、ヘビやトカゲやカメなど計39頭の爬虫類が入っているのが発見されたものである(トラフィックイーストアジアジャパン・ニュースレター Vol.21 No.2 参照)。

自然資源の管理についての予防原則ガイドライン

1996年国際自然保護連合(IUCN)の総会は、「予防原則」(Precautionary principle)について検討することを採択した。また2002年8月、トラフィックなど4つの国際NGOが共催で「予防原則プロジェクト」を立ち上げた(<http://www.pprinciple.net/>)。このプロジェクトは2006年1月に完了、結果は「生物多様性保全と自然資源管理に関する予防原則適用ガイドライン」として発表された(http://www.pprinciple.net/PP_guidelines_brochure.pdf)。予防原則を効果的におこなうガイドラインは、A. 枠組み作り、B. 脅威・選択肢・結果の定義、C. 適切な予防的措置(Precautionary measure)の考案、の3項目から成り、Aに1~5、Bに6~8、Cに9~12、のガイドラインが提示されている。以下はその概要をまとめたものである。

世界貿易機関(WTO)、生物多様性条約、ワシントン条約などでは、予防原則について意見の相違がある。またカナダ、オーストラリア、インドなどの国々では、予防原則の解釈をめくり法廷で議論されてきた。予防原則適用を義務づけることは広がったが、実際に適用されていることはほとんどなく、かえって非生産的あるいは不公平な方法で適用されている場合がある。

さまざまな状況で予防原則の適用についての指針を示すために、たくさんの試みがおこなわれてきている。このガイドラインでは、生物多様性保護と自然資源管理への予防原則の適用についての指針を紹介している。この中で使われる「自然資源管理」という用語は、生きている自然資源の管理のみを指すものとする。また、このガイドラインは、林業、漁業、保護区、侵入外来種、野生生物の保全・管理・利用・取引に焦点を絞って策定され、政策決定者、立法者、実務担当者を主な対象者としている。

環境への脅威があきらかではないことが、保護対策をおこなわない理由となる場合がある。しかし、被害が起きる前に環境への脅威を示す明確な証拠を得ることは容易ではない。「予防原則」または「予防的アプローチ」は、そのような不確実性に直面したときの対応策である。

予防原則に共通することは、「環境被害の脅威について確実ではないことを、その脅威を回避する対策を講じない理由としてはならない」という認識である。被害の証拠が得られるまで対策の実施を引き延ばすと、その時にはすでに脅威の回避に膨大な費用が必要になるか、または回避が不可能

になっていることがある。原則の適用は、環境への深刻な被害や不可逆的な被害を回避するための対策を促していく。したがって、この原則は、環境への脅威を予測、防止、軽減するための重要な政策基盤になる。

ガイドライン1：取り込み

生物多様性保全と自然資源管理についての法律・制度・政策上の枠組みに予防原則を明確に取り込むこと。

ガイドライン2：統合

予防原則の適用は、他の関連する原則や権利(環境被害への賠償責任、世代間・世代内の公平、発展する権利、健全な環境を得る権利、人権など)と整合性をはかること。

ガイドライン3：実施手段の整備

それぞれの保全や管理問題について明確で具体的な政策や管理方法を定めること。

ガイドライン4：利害関係者と権利所有者の参加

評価・決定・実施プロセスに透明性を持たせ、関係する利害関係者と権利所有者全員をこれらに参加させること。

ガイドライン5：入手可能な最良の情報の利用

脅威を引き起こす人為的な要因や、伝統的知識・先住民の知識に関する情報など、入手可能な最良の情報をもとにして予防的な決定を下すこと。

ガイドライン6：不確実な脅威に関する特性決定

脅威の特性（直接的・間接的・二次的・長期的な脅威、反復される行動または決定によって生じる影響など）を決定し、保全の変化を引き起こす生態学的・社会的・経済的要因を取り巻く不確実性を評価すること。

ガイドライン7：選択肢の評価

脅威と取り組むために利用可能な行動を特定し、措置を講じた場合と講じなかった場合のさまざまな経過によって生じるであろう結果を評価すること。

ガイドライン8：証拠を提供する責任の分担

潜在的に有害な活動を提案しているのは誰か、それによって利益を得るのは誰か、情報と資源を利用できるのは誰か、という観点から、脅威ならびに安全性またはそのいずれかに関する情報と証拠を提供する役割と責任を割り当てること。

ガイドライン9：明確性

予防的措置が講じられることを明らかにして、予防的措置によって対応しようとするものの不確実性を明確に示すこと。

ガイドライン10：バランス

予防原則の適用にあたり、潜在的脅威とバランスのとれた措置を採用すること。

ガイドライン11：公平性

予防原則の適用にあたり、社会経済的コストと効果を考慮に入れて、決定が貧困層や脆弱層に悪影響を与えると予想される場合、それらを回避または軽減する方法を模索すること。

ガイドライン12：適応性

以下のような要素を中心とした、適応できる管理手法を用いること。

- 指標にもとづき、管理または決定による影響のモニタリングをおこなうこと
- 重要な不確実性を低減するための調査を促進すること
- 実施結果を定期的に評価し、必要に応じて措置

例 えば、生物多様性に恵まれた地域で多国籍企業が鉱山などの新規開発計画を提案したとする。その利益はすでに強力な民間会社の一団に流れるが、潜在的危険性を負担するのは一般の人々と次世代の人々である。このガイドラインにもとづき、開発を許可する前に、生物多様性、自然資源、関係する生態系の役割に害を与えない証拠を提出するよう、その企業に義務づける。

一方、森に住む先住民が自給自足と生活に必要なものとして野生の動植物を利用していたとする。そして潤沢な資金を持つ国際 NGO が、そのような利用は非持続的であり、制限すべきだと主張したとする。このガイドラインにもとづき、地元住民の慣習を制限する前に持論を裏付ける証拠を提出するよう NGO に義務づける。さらに、そのような制限が導入された場合は、地元住民に対する悪影響を最小限に抑える方法を模索すべきである。

または決定の見直しと調整をおこなうこと

- 効率的かつ効果的な準拠体制を確立すること

(以上、抜粋まとめ)

「転ばぬ先の杖」「備えあれば憂いなし」ということわざがある。事前に注意や用心をしていれば失敗しないですむ、という意味である。先人たちが体験から得た心構えと知恵である。限りある自然資源の利用にも同じことがいえよう。問題が生じないように、さまざまな対策がとられなければ、自然資源は枯渇し、人々の生活が脅かされる。自然資源は一度枯渇すれば、取り返しがつかない。このガイドラインは、転ばぬ先の杖の「杖」にあたるものである。

「予防原則」や「環境リスク」は約10年以上前から、環境や社会科学系の重要課題のひとつとして取り上げられていた。有害化学物質や遺伝子組み替え作物、温暖化問題などでも議論されており、普遍性をもったテーマといえる。

「後悔先にたたず」にならないよう、関係する人々が共有可能な方法で具体策を実行する必要がある。そのための具体的な施策として、このガイドラインが我が国の環境政策のなかに取り込まれることを期待する。 ■

お知らせ

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニューズレターはウェブ上からダウンロードしてご覧いただけるようになりました。

またニュースレター発行の際はメールマガジンでお知らせしていますので、ご登録ください。

なお、今号 Vol.21 No.3をもって、印刷物の配布は終了しますのでご了承ください。

メールマガジンの登録はこちら

<http://www.trafficj.org/magazine.htm>

トラフィックイーストアジアジャパン強力推薦、映画「ココシリ」6月公開



6月 日比谷シャンテシネほかにて全国ロードショー
配給：ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント

※ココシリとは、中国青海省のチベット高原にある山岳地帯のこと。

第17回東京国際映画祭審査員特別賞受賞作品、映画「ココシリ」※が6月に日本でも公開される。チベットアンテロープ（チルー：映画ではチベットカモシカと和訳されている）の密猟者を取り締まろうとする有志の山岳パトロール隊の実話にもとづいた映画である。ワシントン条約附属書Iであるチベットアンテロープの毛からシャトゥーシュという最高級の毛織物が作られ、ショールの形で違法に取引されている。

ワシントン条約事務局も、少なくともワシントン条約施行の関係者は必ず観るべき映画として推薦している。

生息地の現状は、映画で描かれていた1990年代からは改善されているとはいえ、シャトゥーシュはいまだに違法に販売されているという情報もあり、日本人が知らないうちに購入し、密猟に加担する可能性がある。日本でも2001年に警視庁が密輸品を摘発した事件がある。条約施行関係者はもとより、少しでも多くの方に観ていただき、生息国が抱える野生生物の取引の実態を知ってほしい。

トラフィックジャパンのウェブサイトでも、チベットアンテロープとシャトゥーシュについての情報をまとめたページを作成している、情報を提供していく予定。

What is TRAFFIC?



TRAFFIC NETWORK

- TRAFFIC International
 - ▲ TRAFFIC regional office
 - other TRAFFIC office
- (2005年2月現在)

トラフィックは、野生生物の取引をモニタリングする世界的なネットワークを持つNGOです。

トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌1976年に、IUCN（国際自然保護連合）とWWF（世界自然保護基金）の共同事業として設立されました。以来、そのネットワークは世界中に広がり、今では22カ国（2003年11月現在）に拠点を構えています。ワシントン条約事務局やIUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。

トラフィックイーストアジアジャパンは、トラフィックネットワークの日本事務所として、またWWFジャパン（財団法人世界自然保護基金ジャパン、会長・大内照之）の野生生物取引調査部門として、1982年から活動しています。日本は漢方薬や食品、ペットや装飾品など、さまざまな形で野生生物の取引をおこなっている、世界でも有数の野生生物消費国です。その中には明らかに違法なもの、あるいは法が未整備で野放しになっているものも少なくありません。私たちは客観的な調査と分析によって、そのような取引に目を光らせ、関係省庁などへ報告・提言を続けています。

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニューズレター

Vol.21 No.3（通巻58号）2006年3月31日発行

発行所 トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝3丁目1番14号

日本生命赤羽橋ビル6階

Tel : 03-3769-1716 Fax : 03-3769-1304

e-mail : traffic@trafficj.org

URL（トラフィックイーストアジアジャパン）：<http://www.trafficj.org>

（トラフィックネットワーク）：<http://www.traffic.org>

※ニュースレターの定期購読の受付は終了しています。

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

TRAFFIC

is a joint programme of

